

雲仙市公共工事に要する経費の前金払等取扱要領

平成21年6月1日
告示第94号

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する公共工事（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する公共工事をいう。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条の規定により公共工事に要する経費について行う前金払及び中間前金払並びに雲仙市契約規則（平成17年雲仙市規則第49号）第38条の規定による部分払の取扱いについて、雲仙市建設工事執行規則（平成19年雲仙市規則第20号。以下「工事規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(前金払の支払基準等)

第2条 前金払は、次の表の左欄に掲げる公共工事（以下「工事等」という。）について行うことができるものとし、前金払の割合及び充当することができる経費は、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げるとおりとする。

公共工事の種類	割合	充当経費
1 工事 1件の契約金額が 200万円 以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）。	契約金額の4割以内。ただし、1万円未満の端数は切り捨てる。	当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）に相当する額として必要な経費。ただし、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に充てられる前払金の総額の100分の25とする。
2 設計又は調査 1件の契約金額が 200万円 以上の土木建築に関する工事の設計又は調査。	契約金額の3割以内。ただし、1万円未満の端数は切り捨てる。	当該設計又は調査の材料費、労務費、機械購入費（当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者

		災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費。
3 検査 1件の契約金額が200万円以上の検査。	契約金額の3割以内。ただし、1万円未満の端数は切り捨てる。	当該検査の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該検査において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費。

(中間前金払の支払基準等)

第3条 中間前金払は、次の全てに該当する前条の表に掲げる左欄の工事（以下「工事」という。）であって、既に支払った前払金に追加して行うことができるものとし、その額は、当該工事の契約金額の2割以内とする。ただし、1万円未満の端数は切り捨てる。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(部分払の支払基準等)

第4条 部分払は、契約金額が1,000万円以上の工事等について行うことができるものとし、その額は、当該工事等の契約金額の10分の9を限度とする。この場合において、部分払ができる回数は1回を原則とする。

- 2 部分払は、次の式により算出した額とし、1万円未満の端数は切り捨てるものとする。この場合において、請負代金相当額とは、原則として契約金額を設計金額で除し、設計金額に基づき算出した出来高金額を乗じて得た額をいう。

$$\text{部分払の額} = \text{請負代金相当額} \times (9 / 10 - \text{前払金額} / \text{契約金額})$$

- 3 前項の部分払は、原則として当該工事等の既済部分に係る請負代金相当額が、契約金額の10分の5以上あると認められるものについて行うものとする。

- 4 中間前金払をした工事については、部分払は行わないものとする。

(中間前金払と部分払の選択)

第5条 工事を請け負う者（以下「受注者」という。）は、契約締結時に工期途中における請負代金の額の一部支払について、中間前金払又は部分払のいずれかを選択しなければならない。

- 2 契約にあたり部分払をすることを選択した工事は、中間前金払は行わないものとする。
- 3 受注者は、第1項の規定により中間前金払又は部分払の一方の支払方法を選択した場合においても、その後他の一方の支払方法へ変更を申し出ることができる。ただし、既に中間前金払又は部分払の支払を受けた場合は、この限りでない。

(契約途中で中間前金払又は部分払の選択の変更)

第6条 前条第3項の規定により、受注者が中間前金払又は部分払の選択の変更を行おうとする場合は、中間前金払・部分払変更申請書（様式第1号）に契約変更申込書を添えて市長に提出しなければならない。

(中間前金払の認定方法)

第7条 中間前金払の請求をするため中間前金払の認定を受けようとする受注者は、工事規則第45条の2第1項の認定請求書に工事履行報告書（様式第2号）を付して提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により中間前金払に係る認定の請求があったときは、第3条に掲げる要件の全てを満たしているか否かについて調査するものとする。この場合において、当該工事の既成部分の数値に疑義があるときは、当該数値の根拠となる資料の提示等を求めることができるものとする。

3 市長は、前項に規定する調査が終了し、その結果が妥当と認めるときは、工事規則第45条の2第2項の認定（調書）通知書を受注者に交付するものとする。

(保証証書の寄託)

第8条 市長は、前金払又は中間前金払をしようとするときは、相手方をして、法第2条第4項に規定する保証事業会社との工事等の完成時期を保証期限とした、同条第5項に規定する保証契約に係る保証証書（以下「保証証書」という。）を寄託させなければならない。

(工事等の変更に伴う前払金の増減)

第9条 工事等の内容の変更その他の理由により、契約金額を著しく増額した場合の前金払は、増額後の契約金額に第2条に規定する割合を乗じて得た額から、支払済みの前払金額を差し引いた額に相当する額以内で、前金払をすることができる。

2 工事の内容の変更その他の理由により、契約金額を著しく増額した場合の中間前金払は、増額後の契約金額に第3条に規定する割合を乗じて得た額から、支払済みの前払金額を差し引いた額に相当する額以内で、中間前金払をすることができる。

3 工事等の内容の変更その他の理由により、契約金額を著しく減額した場合においての工事等の前金払は、支払済みの前払金額が減額後の契約金額の10分の5（第2条の規定による設計若しくは調査又は測量にあっては10分の4。第3条の規定による中間前金払の支出済みの工事にあっては10分の6）を超えるときは、当該超過額を返還させることができるものとする。ただし、超過額が相当の額に達し、これを返還させることができ前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、この限りではない。

4 前3項の規定により前金払又は中間前金払を増減したときであって、その金額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(保証契約の変更)

第10条 前条第1項又は第2項の規定により支払済みの前払金に追加して更に前金払又は中間前金払をしようとするときは、相手方をして、変更後の保証証書を寄託させなければならない。

(中間前金払と部分払が併用できる特例)

第11条 中間前金払をした工事であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第4項の規定にかかわらず、部分払ができるものとする。

- (1) 中間前金払をした工事が、契約金額の3分の2以上に相当する工事出来高（第4条第2項の規定により算出した請負代金相当額をいう。）がある場合において、市の都合又は天候の不良等請負人の責に帰することができない事由その他正当な事由により当該工事が、年度内に完成することができず繰越が予想されるもの
- (2) 中間前金払をした工事が、債務負担行為による契約を締結しているもの（最終年度に係るものを除く。）
(債務負担行為に基づく契約における前金払及び中間前金払)

第12条 債務負担行為に基づく契約における前金払及び中間前金払は、第2条及び第3条の規定にかかわらず、各会計年度の出来高予定額（前会計年度における工事等の出来形部分に相応する請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、前会計年度の出来高予定額を超えた額を控除した額。以下同じ。）に対して行うことができるものとする。この場合において、次表の左欄に掲げる規定のうち同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。ただし、いずれかの会計年度において出来高予定額が**200万円**以上であり、契約締結にあたり中間前金払を請求する旨の届出を行っている工事であっても、当該基準を満たさない会計年度については、中間前金払は行わないものとし、当該会計年度については部分払を行うことができる。

第2条	契約金額の4割以内。	各会計年度の出来高予定額の4割以内。
	契約金額の3割以内。	各会計年度の出来高予定額の3割以内。
第3条	既に支払った前払金	各会計年度の出来高予定額において既に支払った前払金
	契約金額の2割以内	各会計年度の出来高予定額の2割以内
	工期の2分の1	当該会計年度の工事実施期間の2分の1
	契約金額の2分の1	当該会計年度の出来高予定額の2分の1
第4条第1項	回数は1回	回数は当該会計年度1回
第4条第2項	請負代金相当額×(9/10-前払金額/請負代金額)	(1) 前払金の支払を受けている場合 請負代金相当額×9/10-(前年度までの支払金額+当該会計年度の部分払金額)-〔請負代金相当額-(前年度までの出来高予定額+出来高超

		過額)] ×当該会計年度前払金額／ 当該会計年度の出来高予定額 (2) 前払金及び中間前払金の支払 を受けている場合 請負代金相当額×9／10－前会計 年度までの支払金額－(請負代金相 当額－前年度までの出来高予定額) ×(当該会計年度前払金額+当該会 計年度の中間前払金額)／当該会計 年度の出来高予定額
第4条第 3項	当該工事等の既成部分に係る請負代 金相当額	当該工事等の当該会計年度の出来高 の請負代金相当額
	契約金額	当該会計年度の出来高予定額
第8条	工事等の完成時期	工事等の完成時期(最終会計年度以 外の会計年度にあっては、当該会計 年度の末日)
第9条	契約金額	各会計年度の出来高予定額

(義務違反等による前払金の返還)

第13条 前払金を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、前払金の全部又
は一部を返還させるものとする。

- (1) 前払金を当該工事等充当経費以外の目的に使用したとき。
- (2) 当該工事等の契約が解除されたとき。
- (3) 契約義務を履行しないとき。

2 前項の場合において、必要と認めるときは、相当額の利息を付することができる。

(その他)

第14条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年6月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに契約を締結した公共工
事のうち、施行日において工事が完成していないものについては、この告示の規定を適
用する。
(雲仙市公共工事の前金払に関する要綱の廃止)
- 3 雲仙市公共工事の前金払に関する要綱(平成18年雲仙市告示第82号)は、廃止す
る。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

中間前金払・部分払変更申請書

年　月　日

雲仙市長 様

受注者 住 所
商号又は名称
代表者名

下記の工事について(中間前金払 ・ 部分払)の変更を申請します。

記

1 工事番号 第 号

2 工事名

3 工期 自 年 月 日
至 年 月 日

4 請負代金額 ¥

5 摘要	<input type="checkbox"/> 1 中間前金払から部分払に変更します。 <input type="checkbox"/> 2 部分払から中間前金払に変更します。
------	--

※ 該当項目に○をつけてください。

様式第2号(第7条関係)

工事履行報告書(中間前払金用)														自動計算		自動計算		
工事名:		報告日: 年 月 日 (契約日から)												受注者名:				
工事期: 年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)														自動計算		自動計算		
工種等		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	見積額① (円)	構成比② (%)	進捗率③ (%)	出来高金額④ (円)	備考
予定																		
実施																		
予定																		
実施																		
予定																		
実施																		
予定																		
実施																		
予定																		
実施																		
予定																		
実施																		
予定																		
実施																		
予定																		
実施																		
合計																		
															出来高進捗率⑤ (%)			
自動計算 自動計算 確認欄 主任監督員 監督員																		

注1 見積額①は、直接工事費ベースで記入すること。
注2 構成比②は、見積額①の合計に占める各工種等毎の構成割合を記入する。端数処理上、100%にならない場合がある。
注3 進捗率③は、各報告時点の状況を記入する。
注4 出来高金額④は、各工種等に見積額①に進捗率③を乗じて算出し、それぞれ記入する。
注5 出來高進捗率⑤(出来高金額合計 ÷ 見積金額合計)は50%以上であること。
注6 工程表の記入については、契約時に提出した工程表等に基づき作成すること。なお、工程に変更が生じた場合は、適宜変更すること。

様式第1号（第6条関係）

様式第2号（第7条関係）